

第 2 5 期 第 1 5 回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和 6 年 8 月 2 9 日

伊予市農業委員会

第 2 5 期

第 1 5 回定例農業委員会総会議事録

令和 6 年 8 月 2 9 日（木）午後 1 時 3 0 分から、農業振興センターにおいて第 1 5 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	1 8 名
農地利用最適化推進委員	3 名
事 務 局	局長
	次長
	係長

議事日程

（議案）

第 5 7 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	9 件
---------	------------------------	-----

第 5 8 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	1 件
---------	------------------------	-----

（報告）

第 2 2 号	農地法第 1 8 条の規定による解約通知について	2 件
---------	--------------------------	-----

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より第15回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

ご着席下さい。

本日の開催にあたり、議席番号●●番 ●●委員より欠席のご連絡がございましたのでご報告させていただきます

それでは、開会にあたりまして●●会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

よろしくお願いいたします。

議案第57号

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1について事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	双海町上灘	●●	さん
譲受人	福島県	●●	さん
申請地	双海町上灘字●●	畑	●●㎡
	他18筆	合計●●㎡	
譲受人の耕作面積	●●㎡		
申請理由	(譲受人)	新規参入	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営面積は松前町の耕作証明書による面積です。住所は福島県双葉郡浪江町になっていますが、松前町にも農地を所有し、2拠点生活をしている

と伺っています。松前町ではお米を生産していますが、今回の申請地では3ページの利用計画のとおりに柑橘を3年間かけて定植予定です。伊予市での農地の所有権取得は初めてですので、この後ご本人さんにお越しいただいています。

●●さんからの説明も踏まえてご審議をお願いします。以上です。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの意見ををお願いします。

●● 農業委員

ただいま説明のありましたように●●さんは、13年前の福島原発の被害にあい、避難先として上灘地区のうちの隣の●●というところに移住されています。それから、生活していくために以前福島では鶏、柑橘、稲作をやっていたとことで、農業で収入を得たいという本人の申出の元、上灘地区の広報委員さんならびに市の協力を得まして、水田、柑橘を何か所かで生産し、出来上がった柑橘、みかん類に関しては、生まれ育った福島にトラックで持っていき、食べていただいたようです。福島の住民方からは非常にありがたいということで、よろこんでいただいたそうです。私はそのあと、その方と関係がなく、事務所の方、携わった方の話しか耳にしていなく、上灘地区から現在、松前町に住まいを構え先ほど説明があったように稲作、八幡浜のほうで柑橘と飛び回っているそうです。今回、購入した土地は移住してきたときに借り受けしていたところで、今回、購入に至ったいきさつは詳しくは分からないのですが、●●歳ですし、なんとかやってくれるのではないかと期待をしています。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、新規参入者の方にお越しいただいていますので、本人さんからの発表に移ります。

それでは、ご本人さんから、今回就農するに至った動機や経緯、さらには今後の就農計画について発表をお願いします。

●●さん

動機は、上灘の今回申請地の一部で、12 年前から柑橘を作っていました。今回、地権者の●●さんから「高齢のために所有権を移したい」との申し出があり、「現在作っている部分に関しては継続したい」との話をしましたところ、私がまだ使っていない農地を含めて「まとめて引き受けてほしい」というお願いがあり、悩んだのですが、柑橘を増やしたい思いがあったので、今回の申請に至りました。

今後に関しては、6 反強の土地があるのですが、ポンカン、伊予柑、温州みかんを植えている部分が 1 反 5 畝から 2 反ぐらいあります。その他の面積に関しては、来年春と再来年春の 2 年にわけて条件のいいところは、愛媛県試 48 号の新しい品種を植えて、山に接した傾斜がきついところは、レモン、獣害の被害を受けづらい柑橘を植えていきたいと思っております。以上です。

議長

ありがとうございます。それでは、委員の皆様からのご意見・質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

●●さんとは面識があるのですが、農業に関しては顔を合わすことはありませんでした。今回、●●さんの土地の金額が出ております。金額のことを言うわけではないのですが、かなりの金額になります。それは支払い済みなのか、私どもとしては●●さんも高齢ですから、済んでいるのであればいいのですが、まだであれば早めに済ましていただきたいのと、以前は借りていたということで、途中でやめることも放棄することも荒らすこともできたと思いますが、今回は購入したわけですから、ほったらかしはいけませんね。あと、上り口を含めて大雨による土砂がそのままになっていて、早く片付けないと作業に差支えがでてくると思うので、管理をきちんとしてほしいです。近くの農地の方に迷惑をかけないようにやってもらいたいなという思いで、皆さんがいる中で伝えていただきたいなと思います。同じ地区の農地であるのでよろしく頼みたいです。

●●さん

今は●●円という売買契約の段階で、支払いは許可後にと思っております。管理につきましては、正直いうとずっと続けるか続けないか、あそこの農地に関しては、悩みながら最小限の管理しかしてこなかったのが現状でして、拡大して植えていくと決めたので、これ以上の管理をしていこうと思っております。

道に関しては軽トラで上がれるところは上がれますが、その先の狭い道に石や土砂が落ちていて、●●さんとも以前から話をしていたのですが、今回の申請地の西側の廃屋になっている建物と接している土地からだいぶ土砂が落ちてきていて、その点にご協力いただきまして情報をいただいて撤去できたらと思います。

●● 農業委員

あれだけでも早くのけると軽トラで登れると思います。早く片付けないと仕事にならないと思います。

●●さん

私の土地じゃないのでどうしたらいいでしょうか。

●● 農業委員

土地の所有者を事務局に聞いて地主と相談してやらないと手が回らなくなりますよ。

●●さん

相談して進めていこうと思います。

議長

農道ですか。市道ですか。

事務局

昔からある赤道というところでして、登記が国のものになっていて地元が管理するようになっています。そこに落ちている土砂をどこからというのを特定するよりも、あの程度でしたら使う人が自分でのけるくらいの範疇かなと思います。皆さん、地域の方はそうして使ってきたのではないかと思います。

●● 農業委員

●●さんが作った道ですか。

事務局

登記上は赤道でして、ご自身か地域の方がコンクリート舗装されたのかはわからないのですが、本人の私有地ではないです。

議長

他に無いでしょうか。

●● 農業委員

こっちで伊予柑、柑橘をやる時に組合はどういう形ですか。入るか、入らないか。組合員になっているか、なっていないか。

●●さん

JA 松山市の組合員になっております。えひめ中央は資材や農薬はずっと買い続けていますが、正組合員になっていないですし、出荷もしていません。

●● 農業委員

えひめ中央に入ってマドンナや 48 号を売るのであれば問題ないです。単純に向こうにもって行かれて、マドンナですと言われて、組合は関係ないと言われても困ります。生産者は 48 号とは言うけれど、プリンセスとして愛媛県で売っている品種ですから確実にやってもらわないと困ります。

●●さん

販売先は今まで作ってきたものは、農協に出していなくて個人で売っています。

●● 農業委員

だから、プリンセスとして売ってもらうのは困ります。ブランド名は使うなということです。

●●さん

分かりました。

議長

他に無いでしょうか。

●● 農業委員

栽培中の温州みかんと今度、春に植える予定の温州みかんの品種と八幡浜で作っている五反の品種を知りたいです。あと、八幡浜に五反とこちらでもかなりの面積があって、おひとりでは難しいのではないかと思いますのですが、誰か雇

う予定はありますか。

●●さん

現在作っている温州みかんは、晩生の品種で●●さんが植えていてわからない状態で、石地かなと言われています。温州みかんを植えるとすれば宮川早生を考えております。八幡浜というより伊方町で作って、八幡浜の市場に出しています。そこで出している柑橘は、きよみ、不知火、甘平、28号、温州みかん宮川、南柑20号です。人手は伊方町に1人常勤で雇っています。こちらが忙しいときは来てもらっていて、あと、松前町内で1人パートさんを雇っています。

議長

他に無いでしょうか。私の方からよろしいでしょうか。八幡浜、松前、今度は双海と果樹は消毒や剪定が時期的に重なると思うのですが、時間的に遠いですよね。松前から双海でも30分ぐらいかかりますので、伊方ならもっとかかると思います。行って作業して帰るような状況で時間がかなりかかると思いますが、本当に大丈夫でしょうか。果樹が全部で1町7反あるということは、かなりの作業量だと思います。草刈りや消毒など、果樹はだいたいひと月に1回消毒しないといけないと思いますし、あまりにも耕作するところが離れすぎているので本当に管理できるのか心配です。土地を買って放棄されると近くの人も迷惑になるので、そのあたりの意気込みはどういう状況ですか。

●●さん

愛媛に来て農業を始めて13年で、この間にやったことのない柑橘をやって、いろいろ地元の方にも雑草で迷惑をかけたり、作りすぎて手放して整理したりという経験をしました。草対策は除草剤で割り切っているのと、防除に関しては年4回のみかんバエの必須防除をやっていきます。その2つは最低限という形でやっています。人手に関しては、足りなければパートを募集してやっていこうと思っています。今まではすべて借りていた土地でして、今回、初めての所有になりますので、今までとは違う気持ちで畑と向き合っていこうという思いが自分の中で起きているところです。

●● 農業委員

今もいろいろご指摘があったように、伊方、上灘、松前では田んぼと大変ですよね。あちこちと言ったら失礼ですが。ここで消毒や管理が十分されておられるようで、できた製品も地元のお土産という形で大変喜ばれて、よい活動をされておりますね。いろいろ原発でご苦労されておりますが、こちらへ来て●

●委員さんからお話があったように迷惑をかけたことがあったようなことをお聞きしますので、その点は考慮しておりますというお考えではございますが、なお一層そのようなことがないように努力をお願いします。

●●さん
分かりました。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら、●●さんには退出していただきます。ありがとうございました。あらためまして、番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員
●●委員さん、5反で●●円ですか。

●● 農業委員
6反で●●円です。借りていた場所以外に●●さんの自宅のすぐ前と裏の家庭菜園ができる程度の土地だけを残してあとは一括して全てです。まだ、何を植えているかはわかりませんが、剪定していないところがあります。

議長

この農地は去年まで放棄されていたのですか。

●● 農業委員
ほぼ放棄ですが、たい肥をまいた痕跡がありました。

事務局

完全に放棄というわけではなく、年に1,2回は草を刈っていて、誰が草を刈っていたのかは、わかりません。所有者側が刈れない状況であれば、今の方が代わりに刈っていたのかなということです。

●● 農業委員
私の距離からいったら300mぐらいの場所で、年に1度も上がることがない場所です。放棄していたらわかりません。近くにキウイを作っている人がいるので、その方から気を付けて見てくださいという話がありました。放置している肥料の袋が飛んでくるのではないかとっていました。

●● 農業委員

柑橘を作るのであれば水が必要だと思うのですが。

●● 農業委員

ここは水が出ます。●●さんが2層に分けて貯水タンクを作っています。

●●さんは稲作しかしていませんでした。そのための水は自分のところで確保していました。それを今回は柑橘に使うということです。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号1について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

譲渡人	伊予郡松前町	●●	さん
譲受人	稲荷	●●	さん
申請地	中山町出渕	●●	畑 ●●m ²
申請理由	(譲受人)	新規就農	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の4ページから8ページに青年等就農計画認定申請書と収支計画を掲載しています。農業収入の柱は、今回の申請地の栗で、成木園を引き継ぎます。この場所以外にも下吾川で19アールの農地を借りるめどがついていて、そちらで栽培する品目が8ページに細かく記載されています。今月JAの研修所を修了しての新規就農者です。このあと本人さんからの発表と合わせて審議をお願いします。以上です。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 農業委員

この話をいただいたときに若い方が中山に来てくれるということで大変喜んでいたのですが、話を聞くとなかなか本人が考えているようにはいかない状況だと思ったので、他の仕事を探すように説得を試みたのですが、本人の意思が固く、やりたいということで地元委員としては応援しないといけなかなと思っはいます。ですが、品目を見ましても栗、しいたけ、帳面を見たら野菜等たくさんあるので私が言うのもあれですが難しいのではないかと思っております。皆さん審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

一人でされるのですか。

●● 農業委員

基本的には一人で、忙しいときは家族とされるそうです。今まで草刈りをされているのですが、一人でされています。やる気のある方ですが、一人でされるのは難しいかなと思います。若い人が、地元に来てくれるということで期待をしていたのですが、実際話を聞くと話が膨らんできて心配になってきているところです。

議長

そのあたりは皆さんの意見でどういう考えか本人さんに聞いて、直接話してもらったらいと思います。それでは、新規就農者の方にお越しいただいてますので、本人さんからの発表に移ります。

ご本人さんから、今回就農するに至った動機や経緯、さらには今後の就農計画について発表をお願いします。

●●さん

農業を始めようと思った動機は、もともと食べることが好きで小学生の頃から特に栗が好きで、栗の商品を調べたり、食べたりという生活を続けてきました。その中で、栗の生産量が減っているのを聞いたのと、2010年代に栗の商品

を調べていた時に今までは大きな木ばかりだったのですが、低い木での栽培ができるのを知り、身長が低い私でも栽培できて少しでも貢献できるのではないかと思います。あと、全国に仕事や旅行で行ったときに愛媛の印象を聞いたらみかんの印象はあるものの、栗の印象は少なく、何か、よりアピールできるものを作りたいと思い、まずは生のものを出荷し、いずれは加工品を考えております。農業をしたいと思った経緯としては、栗の生産量を増やしたいことと、私の U ターンのきっかけとなった栗の生産にかかわりたいという思いがあったからです。また、農業関係の機関などに相談にいった中で栗はあまり利益が上がりにくいと聞いたので、野菜をやりながら栗の栽培をしていきたいと思っております。

議長

ありがとうございます。それでは、委員の皆様からのご意見・質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

お話を聞きしましたら U ターンで農業をやりたいということで大変結構なお考えであります。ご存じのように農業は汚い、臭いというイメージで若い人の後継者不足になっておりますね。その中で農業をやっていただくのはありがたいのですが、現状、栗で生計を立てるのはなかなか難しいような話を聞き、そこで野菜等を入れるということですが、資料にも書かれてありますように年間農業従事日数が 110 日ということですね。とてもじゃないですが、いろいろな作物を栽培されている中で、一人でされるのですか。それとも家族でされるのですか。

●●さん

メインは自分一人でやりまして、休みの時は家族に手伝ってもらっています。いずれ雇えるようになったら短期のバイトを入れていきたいと思っています。

議長

他に無いでしょうか。

●● 推進委員

資料を見たら JA の研修を出られて野菜の方の研修は受けられたということですが、栗の肥料や剪定などの研修は受けられましたか。

●●さん

それは受けていなくて、去年、半年ほどですが農業大学校で果樹の基本について学ばせていただきました。まだまだ分からないことが多いので勉強しながらやっついこうと思っています。

●● 推進委員

広い面積で肥料をやったりするようなことがあまり苦にならないというか、がんばってみようということですね。

●●さん

そうですね。

議長

他に無いでしょうか。

●● 農業委員

しいたけを作る技術についてですが、森林組合の生産森林組合があるのですが、そちらに入っていただけますと非常に人数が増えて助かるのですが、どの程度されるかまだわからない状況ですよ。

●●さん

他の作業との兼ね合いを考えつつ、どれかがおろそかになりすぎるといけないのでまだ考えていないです。森林組合のお話も今度機会があれば詳しくお伺いしたいです。

議長

他に無いでしょうか。

●● 農業委員

計画書をみたらナスの収入が見込まれていますが、ナスに関しては個人販売ですか。無理だと思うのですが。

●●さん

ナスと栗は JA 出荷がメインです。他は直売にしようと思っています。

議長

他にないでしょうか。私の方から、栗をされるということで研修だけでされたと思うのですが、今回、買われたところは栗畑ということですね。そして、今年から取れるということですね。同じ地区で栗に関することを教えてくれる方との関係はありますか。

●●さん

だんだんいろいろな方とお知り合いになっております。JA や県の指導員さんのお話をこれから伺おうと思います。

●● 農業委員

栗部会の部会長から、なんでも相談してくださいと話はできておりますので、大丈夫です。

議長

それなら心強いですね。

●● 農業委員

栗の消毒方法はどのようなのですか。

●●さん

今年は研修が終わったばかりでできていないのですが、来年の分からは動噴を購入してまいいていこうと思っています。

●● 農業員

今年は実を拾うのではないですか。今年の分は他の人が防除をしているのですか。

●●さん

ずっと3年ぐらい放置されていた山です。

●● 農業員

大変ですね。3年放置されていると虫が入りやすくなりますよね。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら、●●さんには退出していただきます。ありがとうございました。あらためまして、番号2につきまして、委員の

皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

無いようでしたら、番号2について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

続いて、番号3につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

3番

譲渡人	松山市	●●	さん
譲受人	下吾川	●●	さん
申請地	上三谷字●●	田	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²		
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ3番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号3について、地元委員さんの意見ををお願いします。

●● 農業委員

特段の問題はありませんので、よろしくお願いいたします。

議長

●●さんは、農地を増やしても構わないという方ですか。売買ではなくて土地があれば作りたいという方ですか。

●● 農業委員

上三谷と下三谷のちょうど境の土地になります。地図をみたら上三谷ではないような気がします。

議長

この方が下吾川の方ということで、うちの上吾川の土地の下吾川の近くに 3 反ほどの土地をお返しする方がいるので、田を増やそうと思っているならご紹介いただければと思いお聞きしました。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号 3 について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号 3 について承認いたします。

続いて、番号 4 につきまして、地元委員欠席につき事務局の一括説明をお願いします。

事務局

4 番

譲渡人	中山町出渕	●●	さん
譲受人	中山町出渕	●●	さん
申請地	中山町出渕	●●	畑 ●●m ²
	他 2 筆 合計	●●	m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による	所有権移転	

譲受人の経営状況は、議案説明書の 1 ページ 4 番のとおりです。地元委員さんからは、譲渡人の●●さんは、6 年程前から耕作が出来なくなったので、●●さんが栗を植えていました。●●さんの園地は、●●さんの栗畑の中や隣にあったので、●●さんが一体的に利用できるのも効率的だと思います。よろしくをお願いします。とのことでした。なお、農地法第 3 条第 2 項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

ありがとうございます。番号 4 につきまして、委員の皆様からのご質疑は ございませんでしょうか。

●● 農業委員

苗字が一緒ですが兄弟とか親戚ですか。

事務局

兄弟とかそこまで身が近いということではないのですが、ご近所です。親族であることやどこまでの関係性かは聞いていないです。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号4について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号4について承認いたします。

続いて、番号5につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

5番

譲渡人	神戸市	●●	さん
譲受人	宮下	●●	さん
申請地	宮下字●●	畑	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²		
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ5番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号5について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 推進委員

●●さんは県外にいらっしゃいまして、土地の管理が困難ということで先ほどの説明の通り、●●さんが自宅のすぐそばの土地ですので購入して、自家菜園されるということでよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号5につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号5について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号5について承認いたします。
続いて、番号6について、事務局の説明をお願いします。

事務局

6番

譲渡人	今治市	●●	さん
譲受人	伊予郡砥部町	●●	さん
申請地	上三谷字●●	畑	●●m ²
	上三谷字●●	田	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ6番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号6について、地元委員さんの意見ををお願いします。

●● 推進委員

●●さんは、ご親戚の高齢者の土地で、2、3年前から果樹をやっておりまして、きちんとされております。今回のこの土地は●●さんが譲渡されるという

ことで十分できると思います。普段も休みの時はご両親と息子さんと親戚の土地をされていますので大丈夫だと思います。

議長

ありがとうございます。番号6につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号6について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号6について承認いたします。
続いて、番号7について、事務局の説明をお願いします。

7番

譲渡人	今治市	●●	さん
譲受人	大阪府	●●	さん
申請地	上三谷字●●	畑	●●㎡
	他3筆	合計	●●㎡
譲受人の耕作面積	●●㎡		
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	贈与による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ7番のとおりです。申請者が大阪府在住になっていますが、●●さんは●●さんから譲られた住宅を上三谷にお持ちで、2拠点での生活をされています。現所有の●●㎡が令和5年10月の総会で住宅の敷地の一部になっている家庭菜園として許可を出した農地です。その後も、●●さんの農地は、地元の委員さんが周辺の農業者にあっせんをしていましたが、どうしても見つからず、●●さんが引き受けることになった経緯があります。

農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していません

でした。以上です。

議長

それでは、番号7につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 推進委員

●●さんは、●●さんのご親戚の方で、●●さんから高齢なので何かあってもいけないので先に所有権を移転しますとのことでした。あとは説明の通りです。

議長

ありがとうございます。番号7につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号7について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号7について承認いたします。
続いて、番号8につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

8番

譲渡人	双海町串	●●	さん
譲受人	中山町中山	●●	さん
申請地	中山町中山	●● 畑	●●m ²
	他8筆 合計	●●m ²	
譲受人の耕作面積	●●m ²		
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大		
	(譲渡人) 農地管理困難		
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ8番のとおりです。なお、農			

地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号8について、地元委員さんの意見ををお願いします。

●● 推進委員

●●さんは、新規就農として勉強されて6年ぐらいたちますが、私も7年前にキウイの棚を作り、彼もその後すぐに新しく作りました。管理している土地は広く、栗がだいぶ占めております。先ほどお話がありましたように消毒が大変で、していない人もほとんどです。今後、田んぼやキウイの畑が多いのですが、●●歳という若さで元気ですので、やっていけると思います。近々お父さんも定年を迎えてお手伝いをされる予定です。承認の程よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号8につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

●●さんは中山から双海に嫁いだ方ですか。

●● 推進委員

そうです。お父さんが春ごろ亡くなられて、その奥さんが認知症で娘さんは管理ができないということで探していたところでした。やってくれる人がいればすぐにでも始めてほしいとのことで、荒らすよりは早く始めてほしいということです。

●● 農業委員

●●さんは新規就農者ですか。

●● 推進委員

新規就農とはいいますが、家が農家でおじいさんが農業をされていて、お父さんは勤めに出られているのですが、おじいさんのところで一緒にしております。そして、新規就農で勉強されて今に至ります。

●● 農業委員

金銭売買ですか。

●● 推進委員

金銭がどれくらいかわかりませんが、家を含めてです。そこに住むかどうかは決まっています。

●● 農業委員

これだけ大規模にされていたけれど後継者がいなかったということで他人になったということですか。

●● 推進委員

お父さんが農協に勤めておられるので話が来たのだと思います。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号8について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号8について承認いたします。

続いて、番号9につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

9番

譲渡人	宮下	●●	さん
譲受人	宮下	●●	さん
申請地	宮下字●●	畑	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²		
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ9番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号 9 について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 農業委員

●●さんの持っていた農地が、宮下の溜池の工事で用地買収となりまして、新たに農地を探しておりましたら、近くの●●さんが売ってくれるということになりまして、今回、売買が成立しました。この土地は、遊休農地でございましたが、柑橘等を植えて管理をしたいとのことで特に問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号 9 につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号 9 について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号 9 について承認いたします。

議案第 58 号

農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。番号 1 につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

番号 1

議案説明書は、9 ページ、申請地説明図は、位置図が 2 ページ、現地写真は 3 ページ、をご覧ください。譲渡人は、上三谷、●●さん。譲受人は、上三谷、●●さん、●●さん。申請地は、上三谷●●、田、●●㎡、他 1 筆、計 2 筆、面積合計●●㎡。転用目的は、農家住宅。権利の種類等は、使用貸借権です。

譲受人は、家族 4 人で伊予市内の賃貸アパートにて生活し、勤務の傍ら両親

と共に農業を営む農業後継者であります。現住居は狭小で不便をきたしております。今後、子供の成長及び家族の増員も考慮し、耕作圏内での新居を検討しておりましたが、両親に相談してみたところ、妻の父（●●）の所有する本申請地を住宅用地として借り受けることが可能となったため、本申請に至ったものであります。

申請地は、上三谷に位置する市街化調整区域で、10ha 以上の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの意見ををお願いします。

●● 農業委員

私が住んでいる部落の端っこなのですが、子どもがすごく増えていまして、●●校区でも一番多いところで、そこに新たに加わっていただけるということで歓迎しております。それと、この近辺は●●さんの親戚の土地でして、みんな高齢ですので、若い人がいてくれるということは農業後継者という意味でもありがたいです。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

（質疑なし）

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

（承認）

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

報告第 2 2 号

農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知書を受領したので、次のとおり報告する。番号 1、2 について事務局の一括説明をお願いします。

事務局

番号 1

貸出人	中山町中山	●●	さん
借受人	伊予郡松前町	●●	さん
届出地	中山町中山	●●	田 ●●m ²
	中山町中山	●●	田 ●●m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法 3 条 貸借権設定		

番号 2

貸出人	上三谷	●●	さん
借受人	上三谷 有限会社	●●	
	取締役	●●	さん
届出地	上三谷字	●●	田 ●●m ²
	上三谷字	●●	田 ●●m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法 貸借権設定		

議長

ありがとうございます。報告第 2 2 号につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、次に進みます。

それでは、今回は 9 月 2 5 日（水曜日）午後 1 時 3 0 分から農業振興センターでの開催を予定しております。

次回の議事録署名人については、

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。以上をもちまして、
第15回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

●●会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、
委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後2時53分 閉会)

年 月 日

議 長

議事録署名人
